

平成30年第9回天草市教育委員会臨時会会議録

1 期 日 平成30年7月2日（月） 午後3時30分開会

2 場 所 天草市役所本庁 庁議室

3 本会議に出席した教育委員

委 員	花 里 昌 直	委 員	黒 鶴 進 治
委 員	行 合 八 恵 子	委 員	木 下 え り 子
委 員	蓑 田 え り	教 育 長	石 井 二 三 男

4 本会議に出席した事務局職員

教 育 部 長	森 下 洋 一	教 育 総 務 課 長	柴 田 和 人
生 涯 学 習 課 長	菅 原 弘 晃	生 涯 学 習 課 課 長 補 佐	本 多 俊 隆
総 務 企 画 課 課 長 補 佐	出 永 圭 史		

6 本会議に付した議題等

(1) 審議事項

- 議第29号 天草市教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の制定について (教育総務課)
- 議第30号 天草市教育委員会教育長職務代理者に関する規則の制定について (教育総務課)
- 議第31号 教育長の兼職の承認について (教育総務課)
- 議第32号 天草郡市教育委員会連絡協議会役員を選出について (教育総務課)
- 議第33号 天草市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について (生涯学習課)

7 本会議の概要

(1) 開会

柴田教育総務課長： ただ今から、平成30年第9回天草市教育委員会臨時会を開催する。傍聴人がいないことを報告する。まず、教育長及び教育委員の任命についての経緯を説明する。石井教育長の教育委員としての任期及び木下委員の任期が平成30年6月30日で満了となることに伴い、6月市議会定例会の最終日、6月22日に追加議案として提案がなされ、教育長及び教育委員1名の任命について同意がなされた。本日、市長から辞令交付が行われ、これにより石井二三男氏が改正後の地方教育行政法の適用を受けた初代の教育長として就任された。また、木下えり子氏は引き続き教育委員として再任された。それでは、就任された石井教育長、木下委員からあいさつをお願いします。

(石井教育長 木下委員 あいさつ)

次に、臨時会の審議に入る前に本市教育委員会における教育長職務代理者の指名について説明する。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項には、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、あらかじめ指名する委員がその職務を行うと規定されている。この教育長職務代理者について、石井教育長から指名をお願いします。

石井教育長： ただ今、事務局より説明があったが、教育長職務代理者については、今まで委員長を務められていた花里委員をお願いします。

柴田教育総務課長： それでは次に議事に入るが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第1項に、教育長は教育委員会の会務を総理すると規定されている。石井教育長に議事の

進行をお願いする。

(2) 議案

議第29号 天草市教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の制定について

石井教育長： 事務局から説明をお願いする。

柴田教育総務課長： 議案書1ページをお願いする。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、本市において平成30年7月1日から適用されることに伴い、新規制定をお願いするもの。これまで、教育長の営利企業等への従事に関しては、教育委員会の許可を受ければ従事可能となっていた。その際の根拠としては、一般職員と同様の「天草市職員の営利企業等の従事制限に関する規則」の適用を受けていた。この度、改正後の地方教育行政法の適用により、同法第11条に教育長の服務について、新たに規定されている。これを受けて、規則の制定をするものである。規則第2条に教育長の営利企業等の従事制限に関しては、天草市職員の営利企業等の従事制限に関する規則の適用を受ける職員の例によると規定している。なお、許可の基準等実務的な変更はない。

石井教育長： ただ今、教育総務課長から説明があったが何か質問はないか。
(なしとの声あり)

石井教育長： なければ議第29号天草市教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の制定について承認してよろしいか。

(全員同意する)

議第30号 天草市教育委員会教育長職務代理者に関する規則の制定について

石井教育長： 事務局から説明をお願いする。

柴田教育総務課長： 議案書2ページをお願いする。これも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、本市において平成30年7月1日から適用されることに伴い、新規制定をお願いするもの。新規制定する規則の概要について説明する。第1条には、趣旨を規定しており、地方教育行政法の第13条第2項の規定において、教育長が事故等で欠けたときは、あらかじめ指名した教育委員がその職務を行うとされている。この指名された教育委員のことを「教育長職務代理者」と規定し、必要な事項を当該規則で定めることとしている。第2条では、教育長職務代理者の指名について規定し、教育長又は教育委員の改選ごと指名することとしている。第3条では、万が一の措置ではあるが、教育長及び教育長職務代理者がともに事故等で欠けた場合の取扱いを規定しており、その場合は、最年長の教育委員が教育長職務代理者に指名されたものとみなすとしている。第4条では、地方教育行政法第25条第4項に定められている教育長職務代理者の事務の委任等について規定している。教育長職務代理者は、教育長の代わりに当該職務を行うことになるが、教育委員はあくまで非常勤であるため、日常的に事務執行等を行うことは困難であると想定され、このような場合、委任された事務の一部や職務を事務局職員に対し、再委任又は臨時に代理させることができると規定している。第5条では、再委任又は臨時代理させる事務局員の職名及び順位を規定、さらに第6条では、当該事務の範囲を規定している。

石井教育長： ただ今、教育総務課長から説明があったが何か質問はないか。
(なしとの声あり)

石井教育長： なければ議第30号天草市教育委員会教育長職務代理者に関する規則の制定について承認してよろしいか。

(全員同意する)

議第31号 教育長の兼職について

石井教育長： 本件については、私自身に関する議案

になる。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、自己の従事する業務に直接の利害関係のある議案については、その議事に参与することができないこととなっている。そのため教育長職務代理者に本件の議事をお願いする。

(教育長退室)

花里教育長職務代理者： それでは、事務局から説明をお願いする。

柴田教育総務課長： 議案書4ページをお願いする。これも「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が、本市において平成30年7月1日から適用され、改正後の地方教育行政法第11条第5項には、教育長の職務に専念する義務が規定された。この職務に専念する義務を免除する場合について、「天草市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」並びに条例施行規則を制定している。職務専念義務を免除できる場合として、条例では、「研修を受ける場合」「人間ドックを受検する場合」などのほか、「教育委員会が定める場合」と規定されている。さらに、「教育委員会が定める場合」は何かということ、条例施行規則第2条に規定されており、第1号市の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合、第2号職務に関連のある他の官公庁の職その他団体等の地位を兼ね、その職又は地位に属する事務を行う場合、第3号は第1号、第2号のほか、特に教育委員会が認める場合等においては、教育委員会の承認を得て、教育長の職務に専念する義務を免除することができるとしている。

今回、教育長の職務と兼職をお願いする職務については、議案書記載のとおりで、法人名は、公益財団法人熊本県学校給食会、職名は、公益財団法人の理事職、職務内容等については年度内2回開催される理事会に出席、報酬は無報酬である。

本市の条例及び条例施行規則の規定と照らし合わせたところ、今回の案件については、条例第2条第3号の教育委員会が別に定めるもののうち、条例施行規則第2条第2号の職務に関連のあるその他団体等の地位を兼ね、その職に属する事務を行う場合に該当し、今回の案件の兼職は認められると考えている。

花里教育長職務代理者： ただ今、教育総務課長より説明があったが何か質問はないか。

行合委員： 1点目、兼職の承認は初めてのように思うが、承認は必要なのか。2点目、会社員は会社に兼職伺いを立てて承認されれば兼職可能である。それについては、異議はない。しかし、無報酬とある記載があるが、報酬がある場合も同様の取扱いになるのか。

柴田教育総務課長： まず1点目の兼職の承認についてであるが、石井教育長の1期目就任時に議案として教育委員会に諮り承認をいただいている。2点目であるが、報酬がある場合には、先に規則の制定について承認をいただいた教育長の営利企業等の従事制限に関する規則において教育委員会に諮り承認を得ることになる。今回の場合は職務の内容が教育長としての職務と全く関連がないものではない。また、無報酬ということで兼職の承認をお願いするものである。

花里教育長職務代理者： 他に質問はないか。なければ議第31号教育長の兼職について承認してよろしいか。
(全員同意する)

(教育長入室)

議第32号 天草郡市教育委員会連絡協議会役員を選出について

石井教育長： 事務局から説明をお願いする。

柴田教育総務課長： 議案書5ページをお願いする。上天草市、苓北町及び本市で構成している天草郡市教育委員会連絡協議会を運営する役員として、各市町教育長の他に、各市町の教育委員

の代表各1名が役員として参画する体制となっている。本市においては、これまで、平成27年法律改正施行前の地方教育行政法の規定に基づき、教育委員長の職にある者を本市教育委員会の教育委員の代表として自動的に選出し、役員として選任されていた。しかし、本年7月1日から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が適用され、教育委員長の職がなくなった。このため、本市教育委員5名の中から、新たに天草郡市教育委員会連絡協議会役員として教育委員の代表を1名選出する必要がある。

なお、6月1日に開催された天草郡市教育委員会連絡協議会総会において、本市から教育委員の代表として役員に参画されていた花里委員が、連絡協議会の会長として選任されている。これまでの慣例により、任期途中で、各市町の教育委員の代表が交代された場合は、交代前の役員の職及び任期を引き継ぐこととされており、本市教育委員会の教育委員の代表が自動的に当該連絡協議会の会長の職に就任することになる。

石井教育長： ただ今、教育総務課長より説明があったが、選出について推薦はないか。

黒鶴委員： 花里委員にお願いしたい。

(全員同意する)

石井教育長： それでは、天草郡市教育委員会連絡協議会の役員については花里委員にお願いする。

議第33号 天草市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について

石井教育長： 事務局から説明をお願いします。

菅原生涯学習課長： 議案書7ページをお願いします。本件については、社会教育法に基づき地域学校協働活動推進員を委嘱する場合には、活動推進員に関する事項を定める必要があるため要綱を制定するものである。まず、目的はこれまで説明をしてきたが、地域学校協働活動推進事業の要となる推進員を置くことである。第3条は推進員の職務について規定しており、学校と地域をつなぐ活動を行う旨を記載している。それから定数については、学校区に原則1人とするが、地域の実情を考慮の上変更できるものとしている。委嘱については、当該学校区の学校長及び地域の代表から推薦された方を教育委員会が委嘱するとしている。委嘱期間は委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとしており、一度年度末をもって委嘱期間は終了するが、再任はできる。しかし、第2項の各号に該当する場合は解嘱することができることとしている。8ページをお願いします。推進員が学校からまたは地域から知り得た情報は漏らしてはならないと明記している。それから謝礼・費用弁償については、活動に関する謝礼、活動に係る経費について記載している。第9条で推進員が増えていった場合、情報交換や研修会の開催の必要性がでてくるため、推進協議会を開催し、いろいろな情報交換の場や研修の場を設けることとしている。最後に庶務については生涯学習課で行うこととしている。また、資料に要綱設置に伴う要領を制定した。

石井教育長： ただ今、生涯学習課長より説明があったが何か質問はないか。

行合委員： 推進員の活動時間は原則4時間までで、4時間以上も可と要領にあるが、1週間に何日勤務することになるのか。

本多生涯学習課長補佐： 本年度については週に3日、半日の勤務を想定している。月に12日の計算で予算を見積もっている。

木下委員： その勤務時間について条文化する必要はないのか。

菅原生涯学習課長： 新規事業であるので、具体的な時間を明記することは難しい。要領に記載している謝礼額についても将来変更することも考えられる。時間を明記することによって活動が阻害される可能性もある。

花里委員：今年度は何校に配置するのか。

菅原生涯学習課長：以前にも話をしたが、倉岳小・中学校区に1名、本渡北小学校区に1名の計2名を配置する。

蓑田委員：推進員は具体的な人選はされているのか。

菅原生涯学習課長：補正予算が6月22日に可決され、要綱を制定し今日承認をいただく。本渡北小学校区では1名について学校・地域から推薦をいただいている。倉岳小・中学校区からも1名の推薦をいただいている。

黒鶴委員：土日の学校休業日の活動時間も原則4時間なのか。

菅原生涯学習課長：基本的に地域と学校をつなぐ職務である。推進員は活動中、学校に駐在する。基本的に土日は活動しない。しかし、地域との話し合いを土日にする場合があることも想定される。土日に活動できないということではない。

黒鶴委員：土日に活動した場合は割増で謝礼が支払われるのか。

菅原生涯学習課長：土日であっても謝礼の割増はない。

行合委員：説明を聞いて理解できてきた。地域学校協働活動の充実と活動の活発化のためには、推進員は必要である。その理由は子どもの数の減少、核家族化による家庭教育力の低下、また、兄弟が少ないために地域学校協働活動の中で多種多様な人との関わり合い、その中で、子どもたちが動き方、マナー、人との関わり方を学ぶという社会教育力に期待する。子どもは学校教育での姿と地域社会の中では違う姿を見せる。いろんな方と触れ合う中でいろんなことを学んで欲しい。期待している。

石井教育長：他に質問はないか。なければ議第33号天草市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について承認してよろしいか。

(全員同意する)

石井教育長：他に何かないか。なければ以上をもって、本日の会議を閉じる。大変お疲れ様でした。